

居宅介護支援事業所とは？

※ケアプラン作成費用は全額が介護保険給付のため自己負担はありません。

サービス利用の主役はあくまでもご利用者ですが、サービスの選び方や、手続きのことなど良くわからないことも多いものです。そんなとき、心強いパートナーとなる介護の専門家がケアマネージャー（介護支援専門員）です。そのケアマネージャーがいるのが、居宅介護支援事業所です。

1. ケアマネージャーは、どんな人？

医師、歯科医師、保健師、看護師、介護福祉士など保険・医療・福祉サービスの5年以上の実務経験があり、試験に合格した後、実務研修を修了した者を言います。

2. こんなときは、ケアマネージャーに相談しましょう

①介護が必要になったとき

- ・地域における高齢者介護の総合的よろず相談窓口
※24時間365日相談対応します。時間外休日は転送電話にて対応。
- ・介護保険の手続きについて

②認定をうけたあと

- ・サービスの内容や費用について知りたい
- ・どの事業所を選べば良いかわからないとき
- ・ケアプランを作成して、サービスを受けたいとき

③サービスを利用しているとき

- ・サービスの内容や回数を変えたい
- ・サービス事業所との間にトラブルがある

3. ケアマネージャーの仕事は？

- ・サービス利用の相談、アドバイス
- ・要介護認定などの手続き代行
- ・ケアプランの作成、見直し
- ・介護サービス提供期間との連絡調整
- ・介護保険施設などの情報提供

4. ケアプランを作成するための費用は？

相談、アドバイス、手続きの代行、ケアプランの作成など、ケアマネージャーの仕事に関しては、ご利用者の費用負担はありません。

5. どこにいるの？

介護保険法に基づき、都道府県知事から指定を受けた「指定居宅介護支援事業所」にいます。

6. 認定を受けてからサービスを利用するまで

- ①居宅介護支援事業所に連絡します。
 - ・居宅介護支援事業所にいる介護支援専門員（ケアマネージャー）にケアプランの作成を依頼します。
- ②ケアマネージャーに、ご本人やご家族の希望を伝えます。
 - ・依頼を受けたケアマネージャーは、ご本人やご家族の希望を聞き、サービスの種類、費用などについても適切にアドバイスしてくれます。
 - ・ケアマネージャーは各サービス提供事業所と連絡調整し、ご利用者の希望を踏まえた「ケアプラン」の原案を作ります。
- ③ご本人に合ったケアプランを作ります。
 - ・ケアプランの原案が提示され、内容についてご利用者の同意を得ます。ケアプランに基づいてサービスを利用します。
- ④サービスの利用は、事業者との「契約」になります。